

犯罪被害者とその家族

大岡由佳

武庫川女子大学 准教授

犯罪被害とは

- ・ 「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為 を指す。

例) 凶悪犯：殺人、強盗、放火、強制性交

+ 交通犯罪

粗暴犯：暴行、傷害、脅迫、恐喝

+ DV、ストーカー、虐待

- ・ 「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族または遺族 を指す。 (犯罪被害者等基本法)

犯罪被害者等の数

事件発生地は一律ではないが、
仮に、刑法犯総数を基にすると、

各都道府県の平均発生件数は
約 12,087件/箇所
市町村は総数1,718で割ると
約 329件/箇所
発生している計算となる

刑法犯総数（警察庁） **568,104**件（R3）

（凶悪犯4,149件、粗暴犯49,717件、窃盗犯417,291件、知能犯34,065件）

交通事故発生件数（警察庁） **305,196**件（R3）

児童虐待相談対応件数（児童相談所） **207,660**件（R3）

DV相談件数（配偶者暴力相談支援センター） **176,967**件（R3）

犯罪被害者等の数

- **犯罪の認知件数と実際は異なる**

警察への通報率 (警察庁:平成29年度犯罪被害類別調査 調査結果報告書.東京,2018.)

殺人・傷害 (48.8%)、性的な被害 (20.1%)

- **“犯罪と認知されてこなかった犯罪” も多数ある**

いじめ、ハラスメント、ヘイトクライム等



犯罪被害

影響

心身の不調

生活上の問題

周囲の人の言動による傷つき



加害者からの
更なる被害

捜査・裁判に伴う
様々な問題/負担

「**二次被害**」：被害者についての無理解や偏見などが原因となって、被害者がその心身に傷を受けること。

「**再被害**」：一次被害の加害者から再び被害を受けること。

よく聞かれるご遺族の被害後の様子

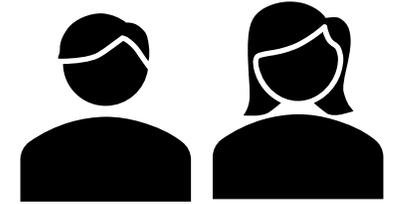
- 👉 精神的ショックを受けた
- 👉 マスコミから取材や報道を受けた
- 👉 心身の不調をきたした
- 👉 転居した
- 👉 家族のまとまりが崩れた



犯罪被害者の切実な声

犯罪被害者らの声から・・・

恐怖感で何年間もまともな生活ができなかった。思い出すと強い恐怖を感じてしまうということも多々あった。



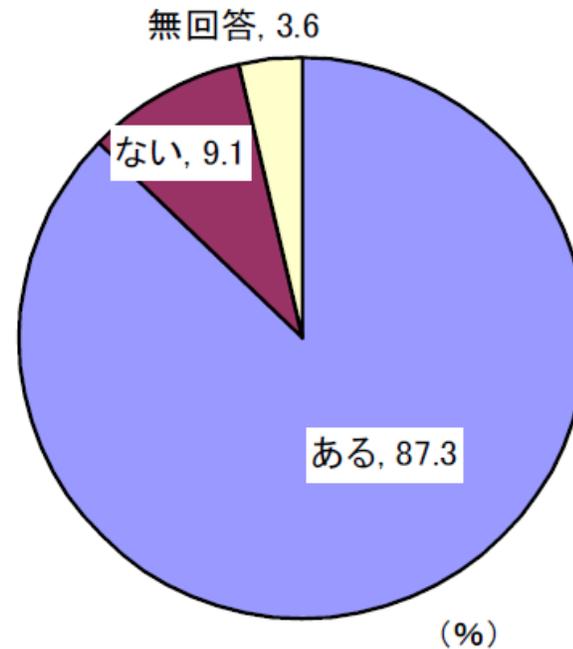
歩いている時に背後から誰かが近づいてくると不安な気持ちになる。怖くて仕方がない。

誰にも言えないし、思春期になって症状がひどくなった。

現役でバリバリと看護師として働いていた母が、ある日突然亡くなり、父は毎日お酒を飲んで泣いていた。その結果、父はアルコール依存症になり、私はとても辛かった。

人間不信になった。今でも傷は癒えていない。

今までに、周囲の人から**二次被害**を受けたことがありますか？

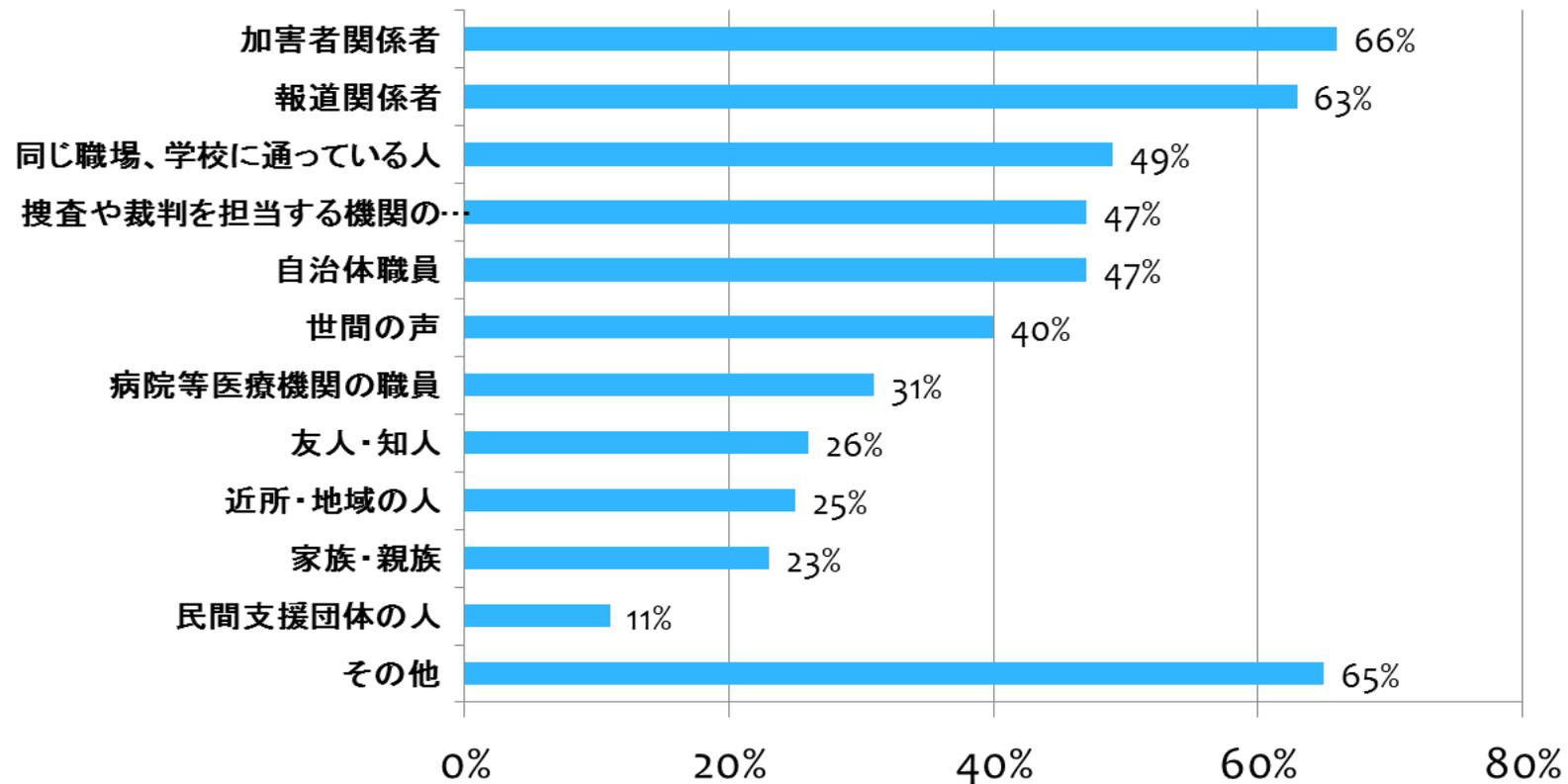


「平成18年度被害者支援調査研究事業—犯罪被害者遺族へのアンケート調査結果から—」
(社団法人被害者支援都民センター)より

二次被害を受けた相手は？

～内閣府の調査から～

事件後に関わった人々から、「傷つけられることが多かった」、「傷つけられることが少しあった」と回答したものの合計。

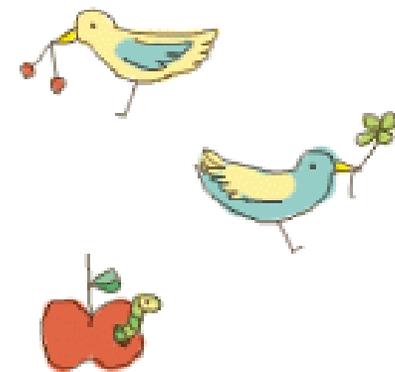


必要となる被害者支援の前提条件

「**二次被害**を与えない！」ことが
支援をする上で大切

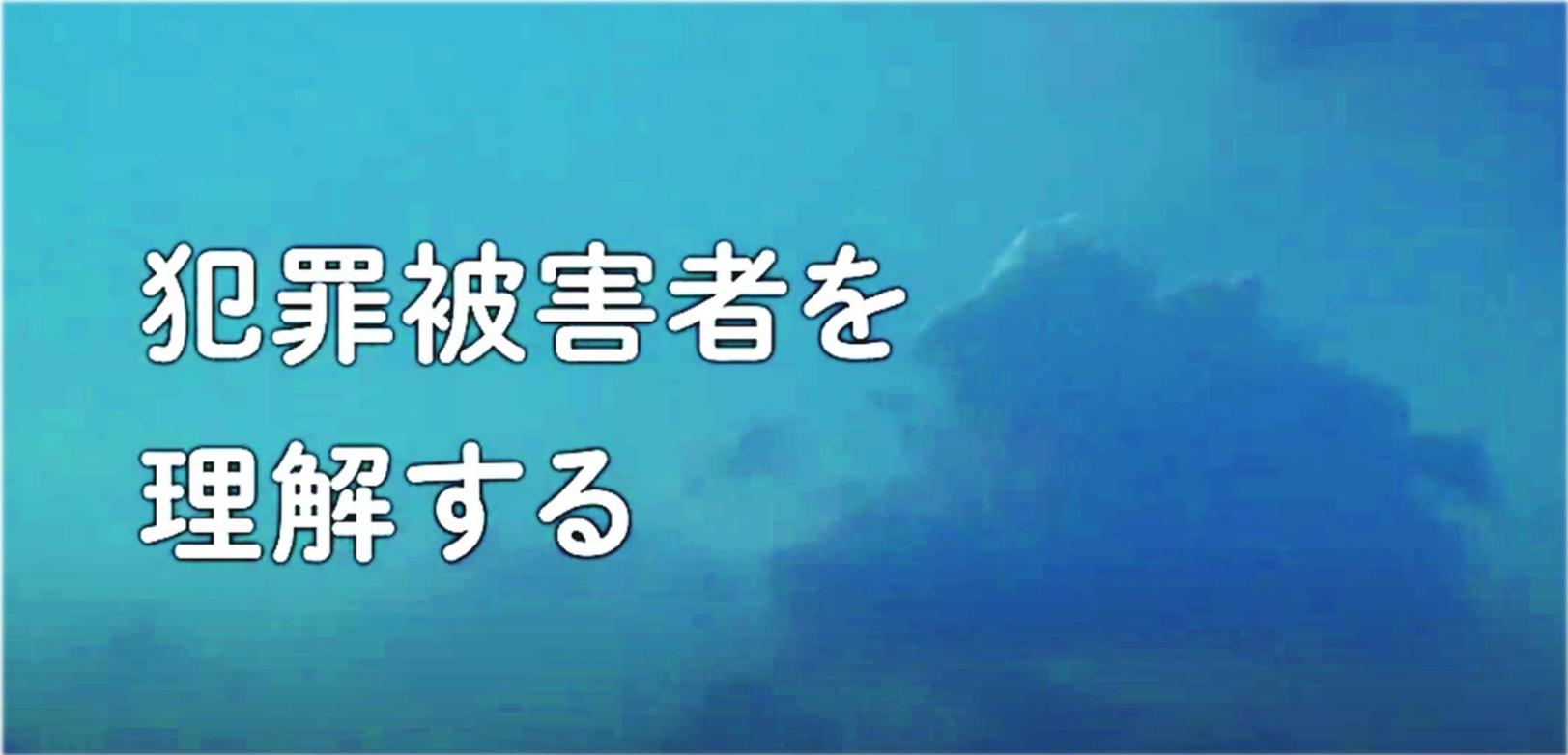
どうするのか？

1. 実際の被害者のことを知る。
2. 被害者支援の制度を理解する。
3. 被害者へ適切な話し方や尋ね方をする。
4. 支援にあたる関係機関で連携を図る。



実際の被害者のことを知る

犯罪被害で家族を亡くした男性のインタビュー



犯罪被害者を
理解する

この動画は、は、JST-RISTEX「安全な暮らしをつくる新しい公/私空間の構築」研究開発領域で採択されたプロジェクト「トラウマへの気づきを高める“人・地域・社会”によるケアシステムの構築」の成果物として制作されたホームページ、一般社団法人TICCの登録制オンデマンド教材（無料）の一部としてご覧いただけます。（ <https://www.jtraumainformed-tic.com/course> ）

犯罪被害者等の制度・ サービス利用と被害回復調査から

【対象】 1990年以降に犯罪被害を経験しオンライン回答に同意した者（回答時18歳以上）。

【方法】 オンライン調査。対象者抽出については、調査会社クロス・マーケティングのアンケートモニターに対し該当者のスクリーニングの上、本調査を実施。回答データについて量的分析を行った。

使用尺度：Cann, Aら（2010）「PTGI-SF-J:日本語版-外傷後成長尺度短縮版」

Furukawaら（2008）「K6：うつ・不安障害に対するスクリーニング」等

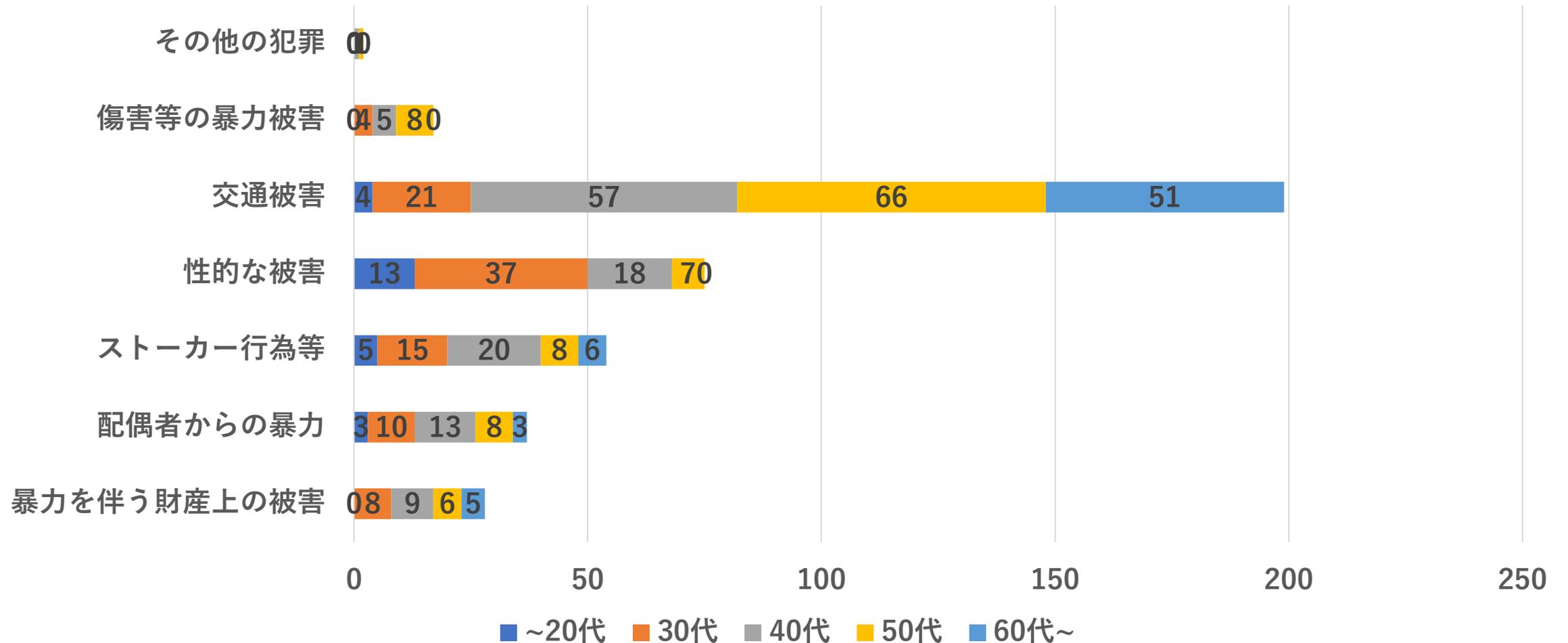
【倫理的配慮】 「上智大学『人を対象とする研究』に関する倫理委員会」の承認（承認番号2020-53）を得て行った。

武庫川女子大学 大岡由佳
上智大学 伊藤富士江
白鷗大学 平山真理
帝京平成大学 大塚淳子

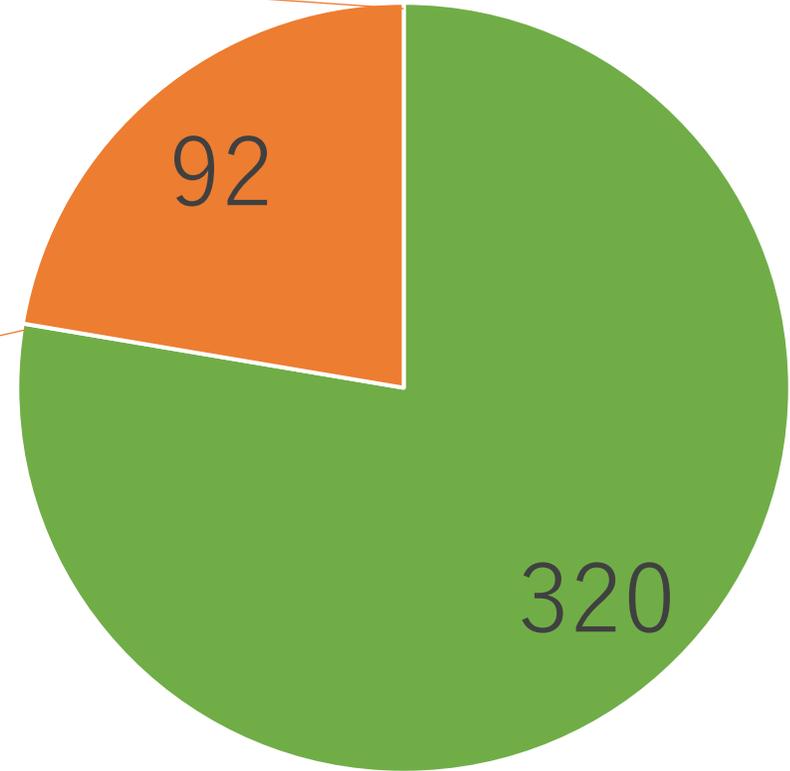
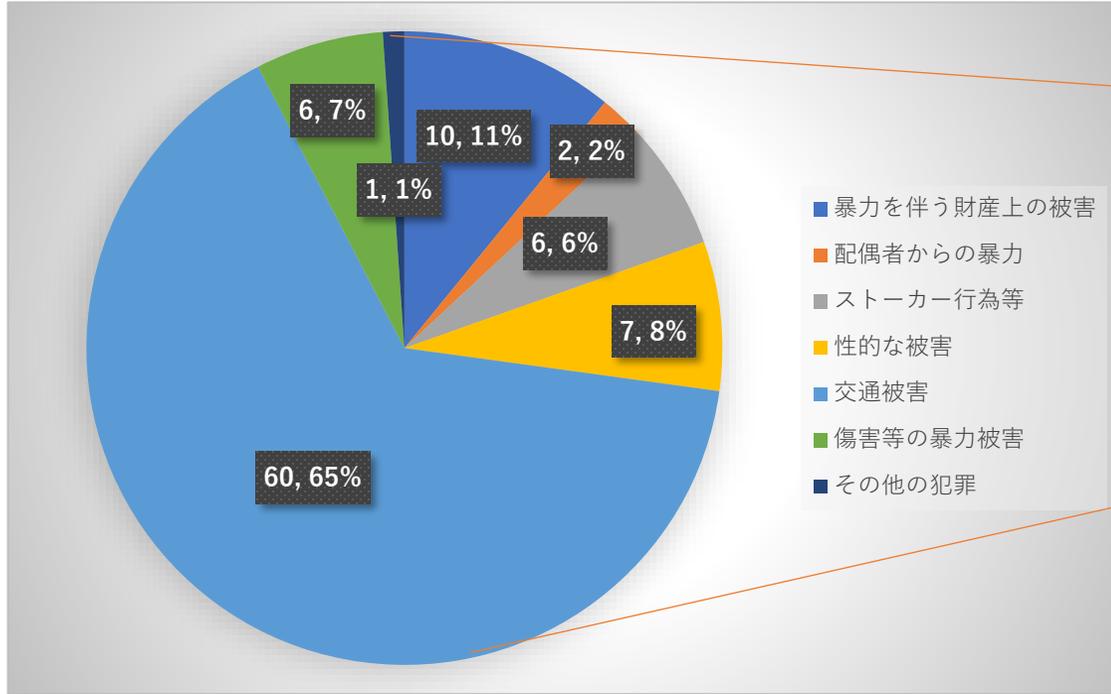


被害種別と年代

~20代25名（6.1%）、30代95名（23.1%）、40代123名（29.9%）、50代104名（25.2%）、60代~65名（15.8%）であった。



刑事裁判（審判）の有無

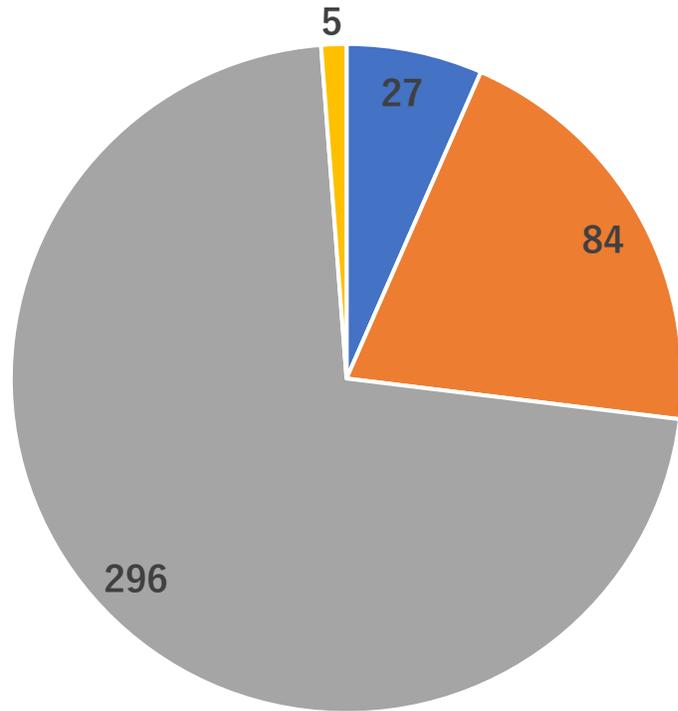


- 裁判（審判）になっていない／ならなかった
- 裁判（審判）になって判決（処分）が確定した

92名（22.3%）の事件が、裁判（審判）となった。

事件後の経済状況

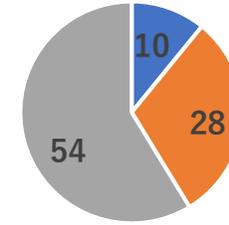
経済状況（全体； n=412）



■ 非常に厳しくなった ■ 厳しくなった ■ あまり変わらなかった ■ その他

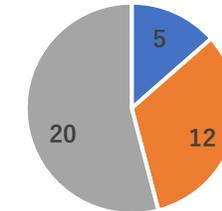


裁判（審判）になった者



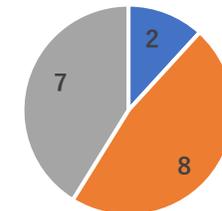
■ 非常に厳しくなった ■ 厳しくなった ■ あまり変わらなかった

DV被害者



■ 非常に厳しくなった ■ 厳しくなった ■ あまり変わらなかった

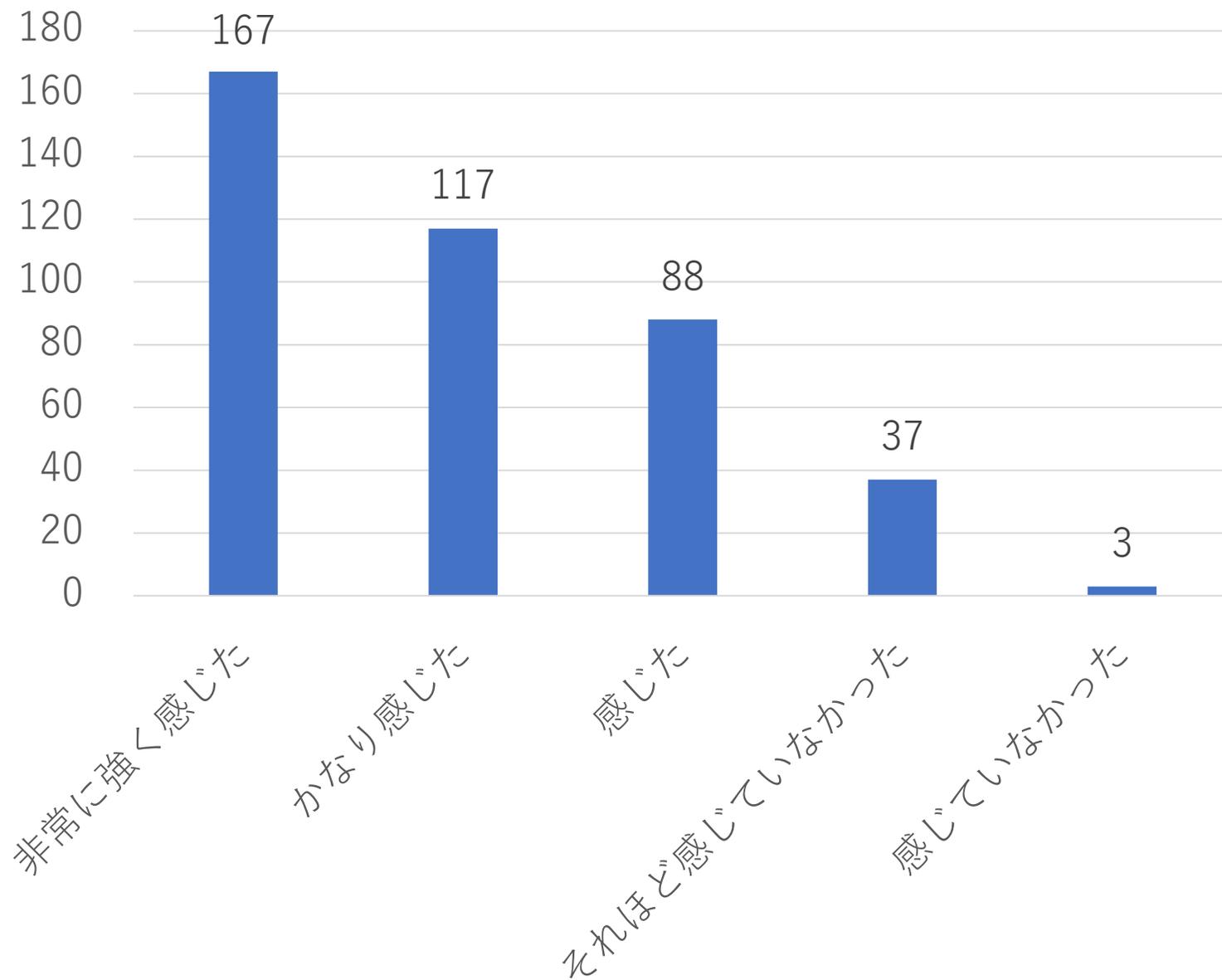
傷害等暴力の被害者



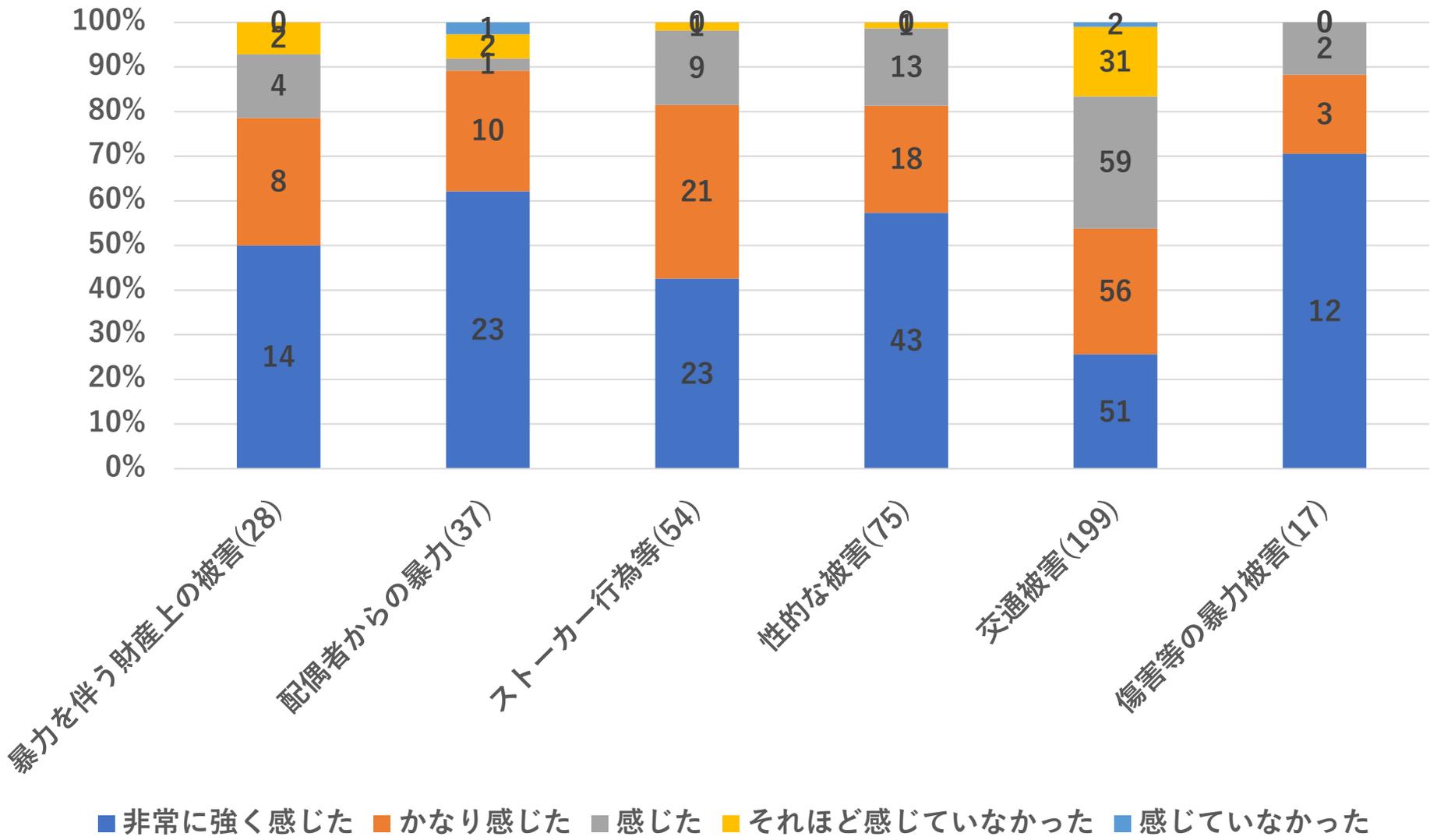
■ 非常に厳しくなった ■ 厳しくなった ■ あまり変わらなかった

裁判になった者の41.3%、DV被害の45.9%、傷害等暴力の58.8%が、事件後に経済状況が厳しくなっていた。

事件当時の 心理的苦痛 の程度



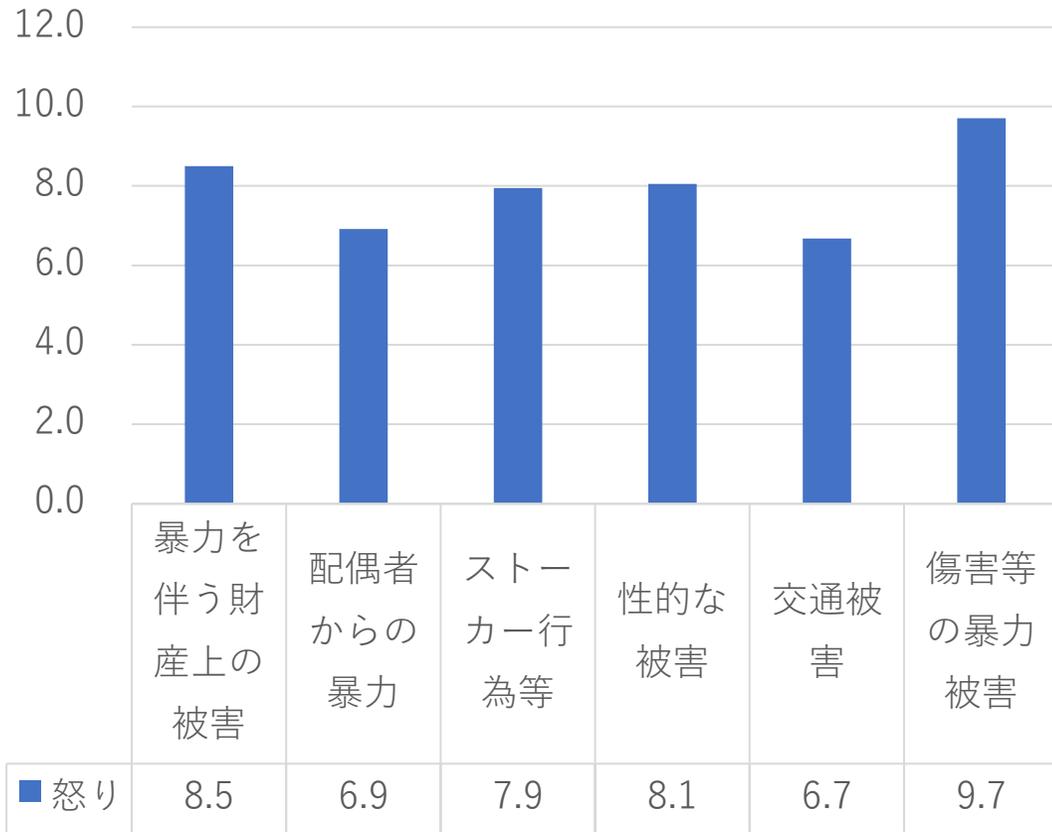
事件当時の心理的苦痛の程度



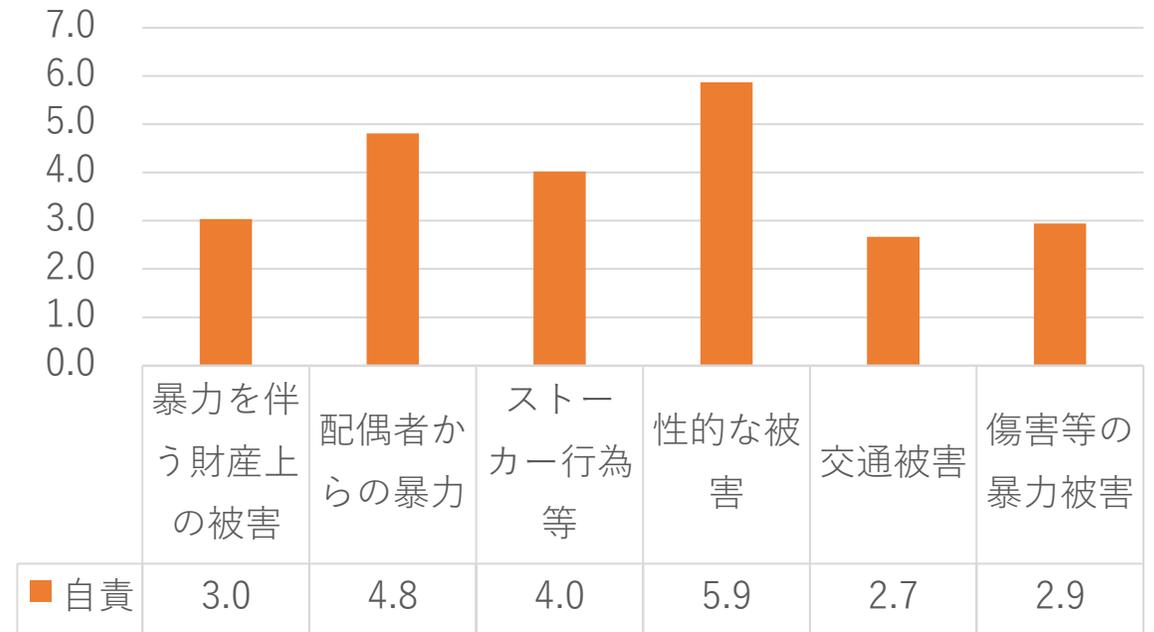
身体への侵襲度の高い犯罪（傷害等の暴力被害、性的な被害等）ほど、心理的苦痛の程度が高かった。

事件当時の怒り・自責感

怒り

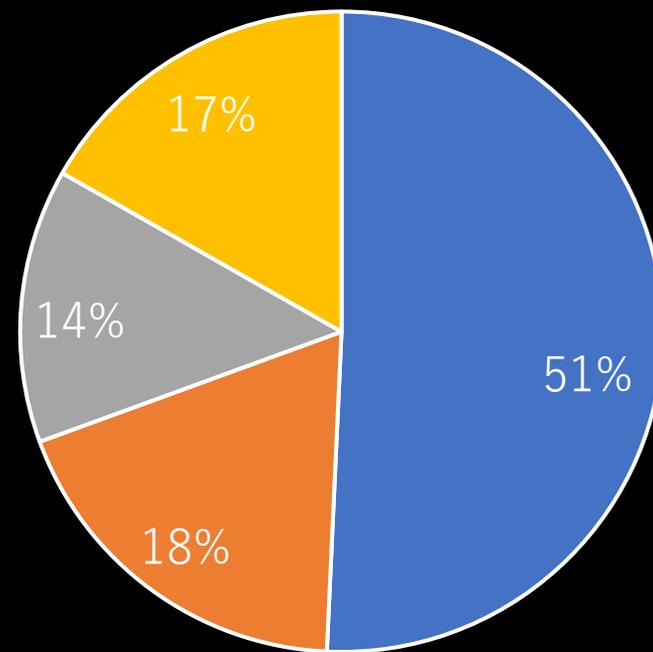


自責感



怒りは、傷害等の暴力被害、暴力を伴う財産上の被害の順で高かった。
自責感は、性的被害、DV、ストーカー被害の順で高かった。

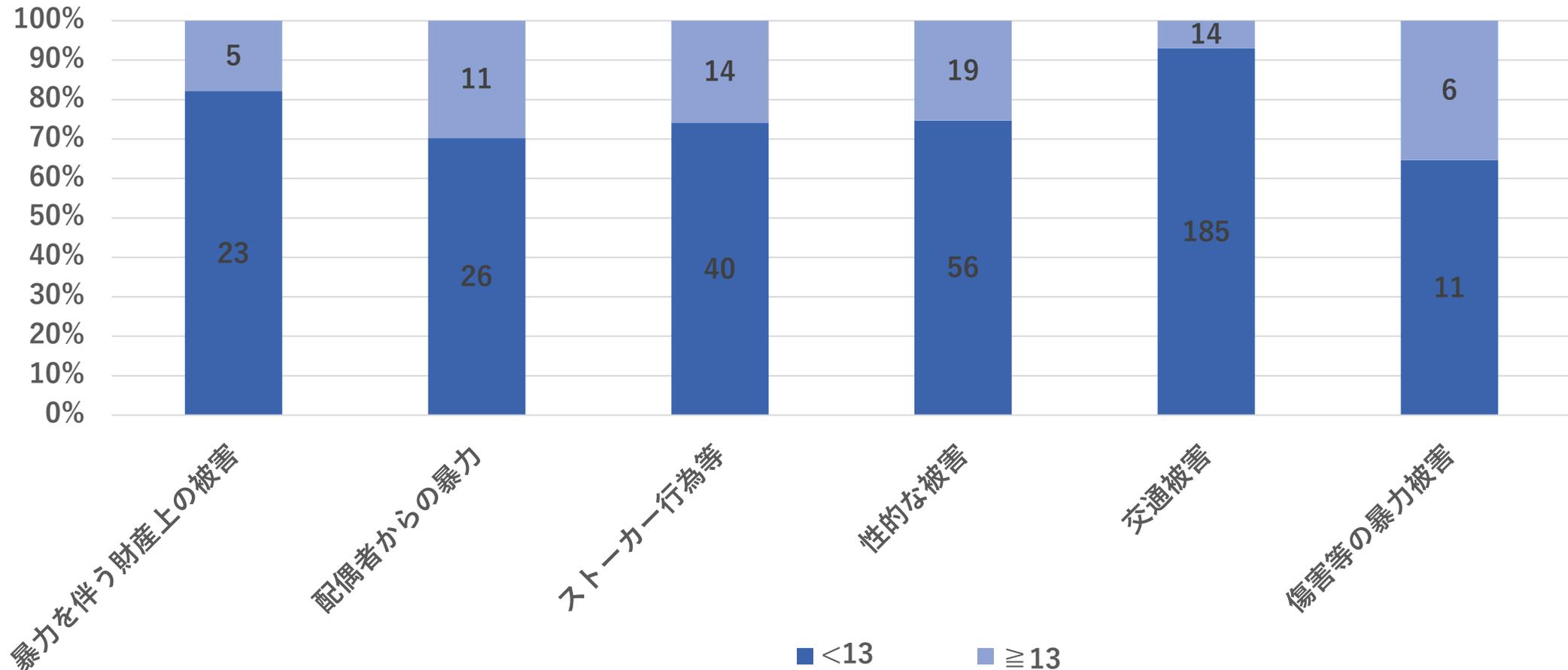
現在の精神 症状 (K6) の結果



■ 5点以下 (問題なし) ■ 5-10点 (軽度)
■ 10点-13点 (中等度) ■ 13点以上 (重度)

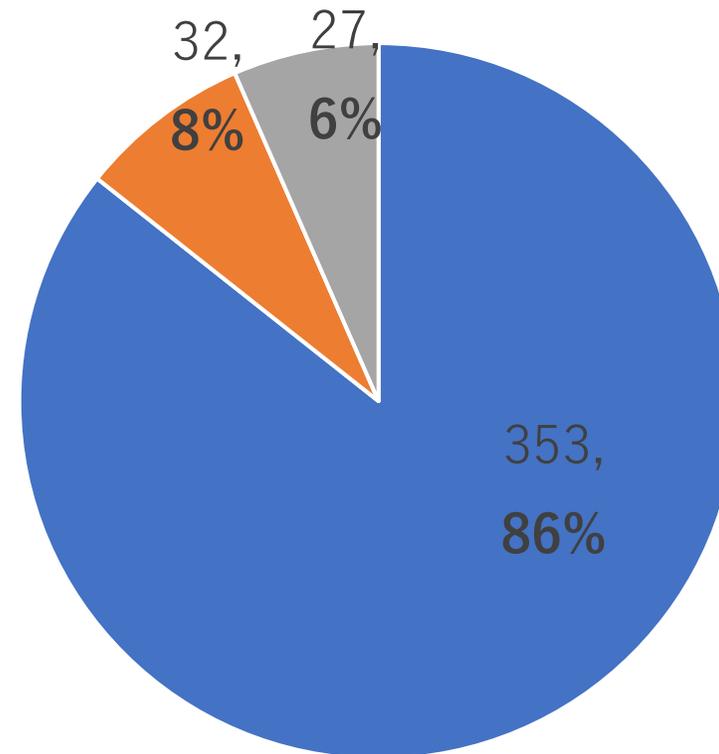
被害種別と精神症状（K6）の重度の者

被害種別とK6（重度）の占める割合



被害種別において、傷害等の暴力被害、DV、ストーカー被害、性的な被害の順で、現在の精神症状が重度である割合が高かった。

1か月以内 の支援



- まったく受けなかった
- 少し受けた
- かなり受けた

事件後1か月以内に何らかの支援を受けた者は、[かなり受けた]・[少し受けた]者で、59名（14%）であった。

ご参考) PTGってご存じですか？

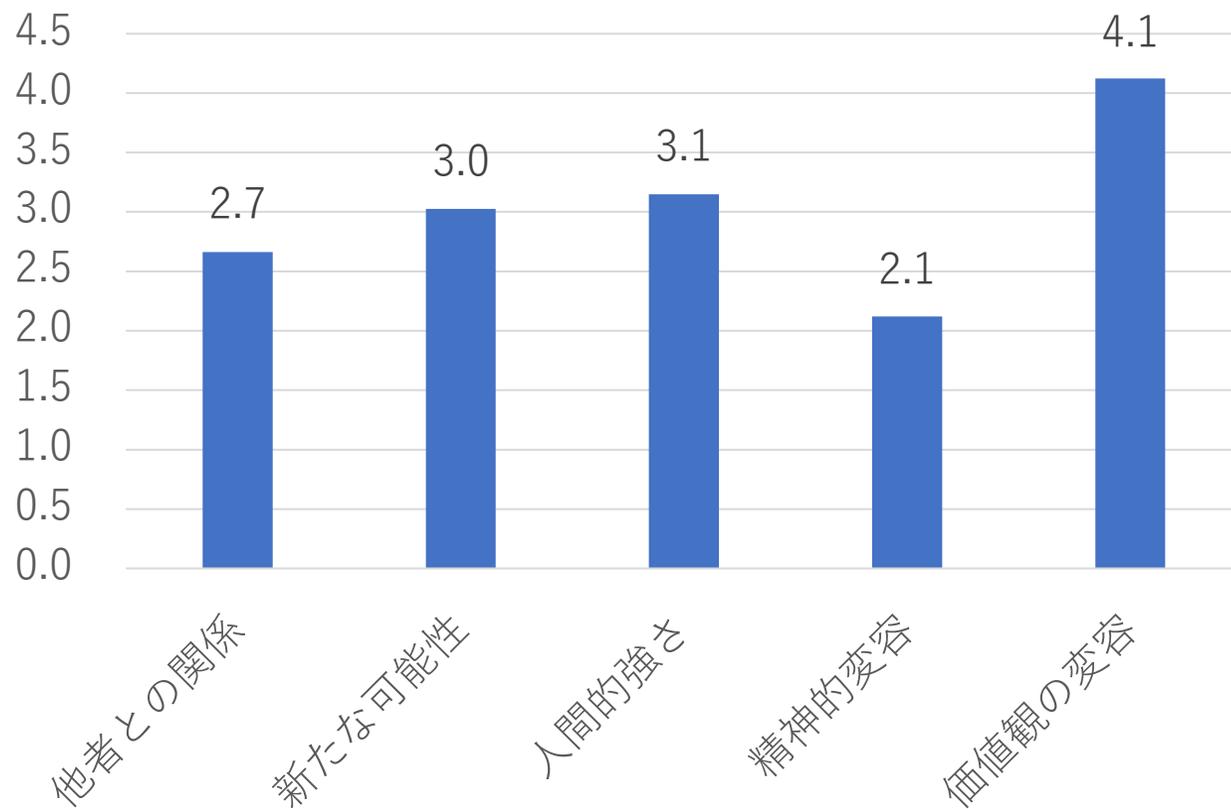
心的外傷後成長（Post-traumatic growth;PTG）。
私たちの心は、挫折や困難の際に、一時的に傷つくこともあるが、
大概の場合はそれを乗り越えて、むしろ成長していくとされる考え

【参考】PTGI-SF-J:日本語版-外傷後成長尺度短縮版

因子	各項目内容
他者との関係	<ul style="list-style-type: none">• 他の人達との間で、より親密感を強く持つようになった。• 人間が、いかに素晴らしいものであるかについて、多くを学んだ。
新たな可能性	<ul style="list-style-type: none">• 自分の人生で、より良い事ができるようになった。• 自分の人生に、新たな道筋を築いた。
人間としての強さ	<ul style="list-style-type: none">• 困難に対して自分が対処していけることが、よりはっきりと感ぜられるようになった。• 思っていた以上に、自分は強い人間であるということを見つけた。
精神的（スピリチュアルな）変容	<ul style="list-style-type: none">• 精神性（魂）や、神秘的な事柄についての理解が深まった。• 宗教的信念が、より強くなった。
人生への価値観の変容（人生感謝）	<ul style="list-style-type: none">• 人生において、何が重要かについての優先順位を変えた。• 自分の命の大切さを痛感した。

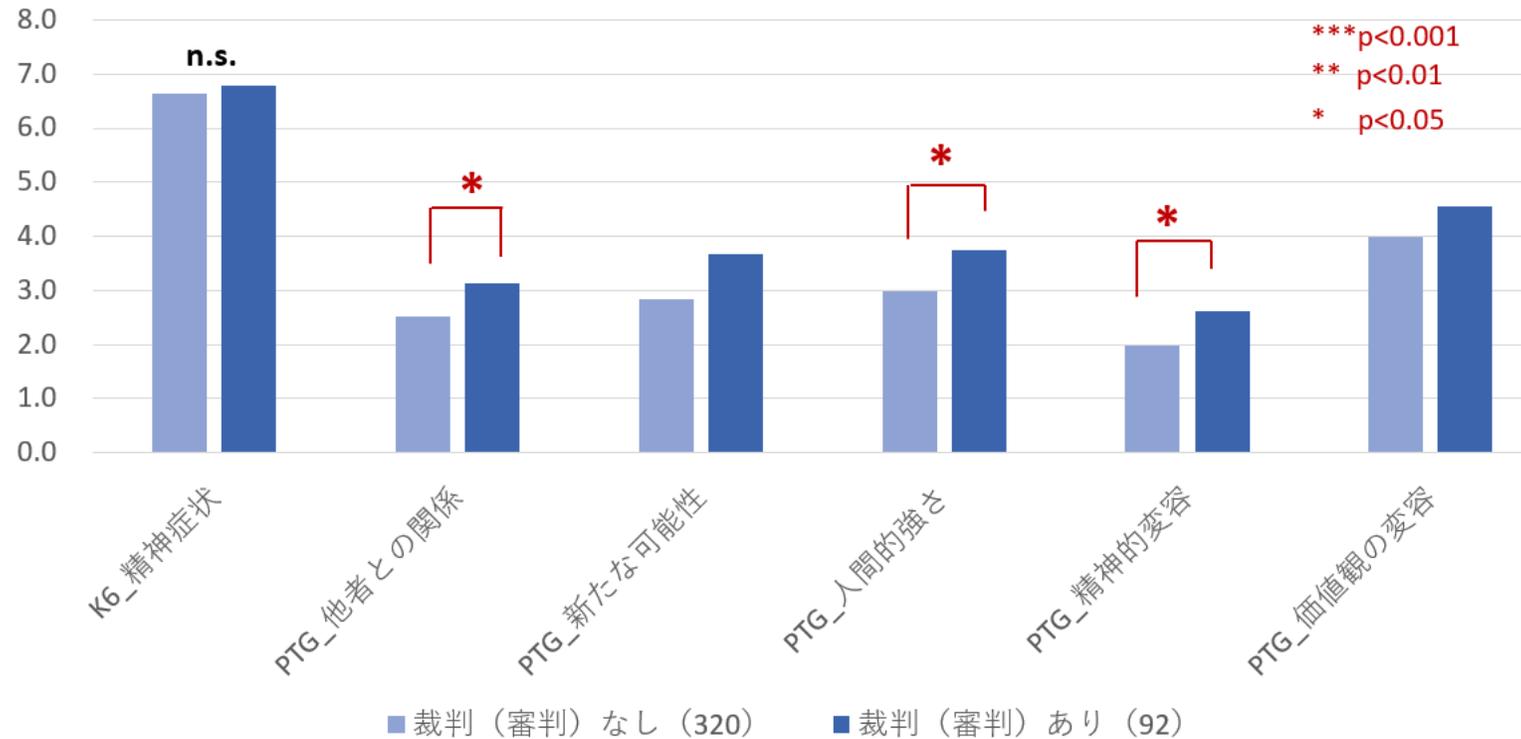


Growth (PTGI) の結果 (平均点)



Growthは、「価値観の変容」がもっとも平均値としては高かった。

刑事裁判（審判）が被害回復につながる (n=412)



犯罪被害者等の中でも裁判（審判）となったケースは、外傷後成長（グロース）が起きていた。

PTGの因子

他者との関係
 新たな可能性
 人間としての強さ
 精神的変容
 価値観の変容

nの内訳:「交通被害:199名」「性的な被害:75名」「ストーカー行為等被害:54名」「傷害等の暴力被害:45名」
 「配偶者からの暴力(DV):37名」
 尺度:K6(Kessler 6 scale)、PTG 日本語版外傷後成長尺度(短縮版)(PTGI-SF-J)

大岡他 (2022) 犯罪被害者等の制度・サービス利用と被害回復.被害者学研究31.43-60.
http://fujie-ito.com/research/pdf/cvi_221011.pdf

関係機関の対応されたときの感覚がPTGにつながる

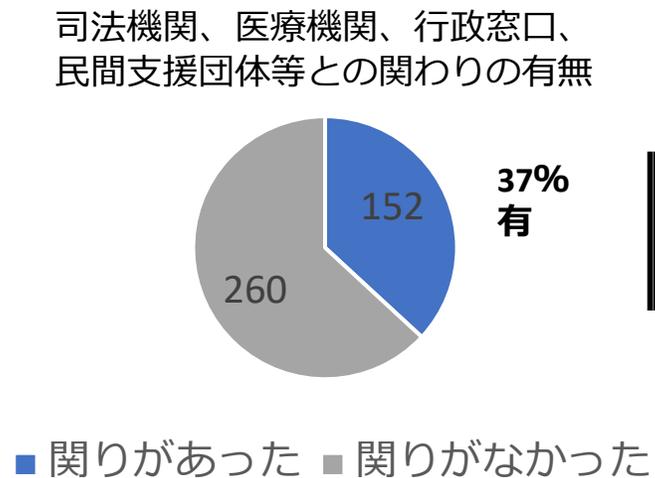
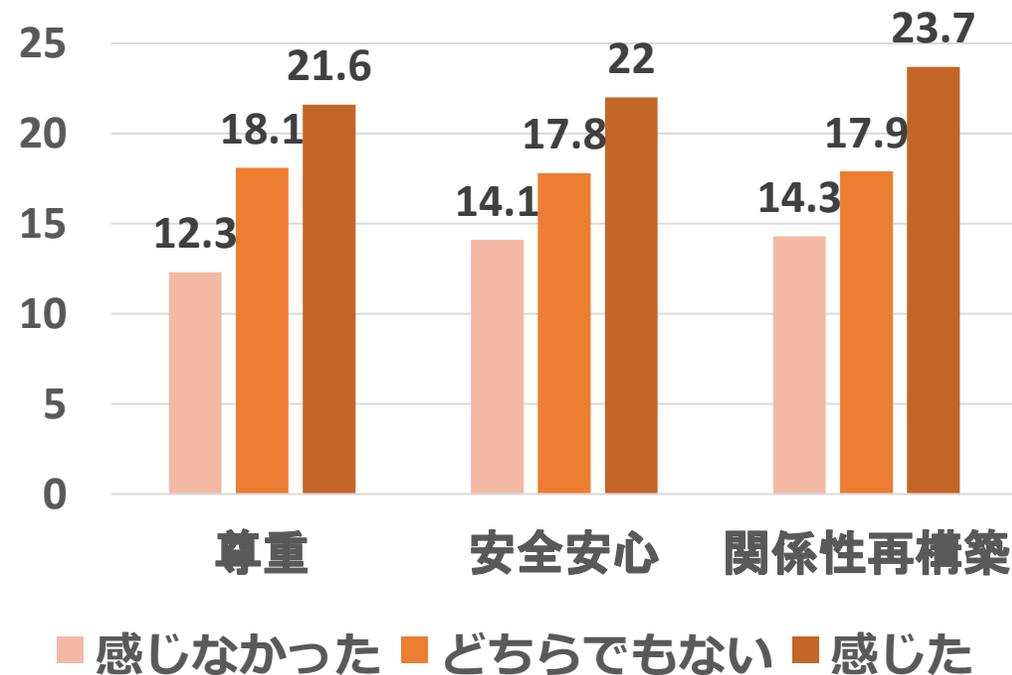


図.関係機関関与への認識とPTG



尊重：人権を尊重され守られていると感じたか？
安全安心：被害後、自分の安全安心が確保されていると感じたか
関係性再構築：社会的なつながりがもてるような働きかけがあったと感じたか？

警察庁調査結果から

犯罪被害者等の置かれている現状

＜支援の提供＞

事件に関連して受けた給付・支給・賠償等としては、「民間団体の給付・支給」が10.0%、「加害者からの賠償」が8.8%、「公的な給付・支給」が4.8%で、「**受けたことがない**」との回答は**78.5%**となっている。

＜支援提供元＞

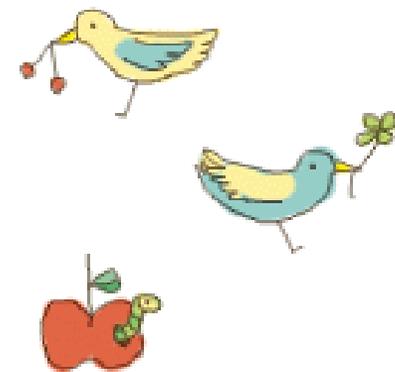
支援を受けた／制度を利用した機関・団体としては、「警察」（12.2%）が最も多く、次いで「法テラス」（5.6%）、「地方自治体」（5.5%）となっている。

PTSDの予測因子に関するメタ解析

Ozer, EJ, Best, SR, Lipsey, TL, Weiss, DS: Predictors of Posttraumatic stress disorder and syndrome in adults: A meta-analysis. Psychol Bull 129: 52-73, 2003.

予測因子	k	N	r	weighted CI
以前のトラウマ	23	5,308	.17	.11, .22
以前の適応状態	23	6,797	.17	.10, .23
家族歴と家族病理	9	667	.17	.04, .29
生命への脅威を体験	12	3,524	.26	.18, .34
サポートを受けたこと	11	3,537	-.28	-.40, -.15
トラウマ直後の情動体験	5	1,755	.26	.08, .42
トラウマ直後の解離	16	3,534	.35	.16, .52

更なる被害者支援が求められています。



被害者支援の制度を理解する

犯罪被害者等を取り巻く流れ

犯罪被害者から不満の声

- ・経済的支援が不足・医療福祉サービスの不足
- ・刑事手続きでの扱いに不満・二次被害の訴え
- ・民間を含めた支援体制が不十分・国民の理解が不足



平成16年12月 **犯罪被害者等基本法** 成立

平成17年12月 基本法に基づき、犯罪被害者等基本計画策定
各施策(258施策)の実施開始

平成23年4月 第2次犯罪被害者等基本計画 策定

平成28年4月 第3次犯罪被害者等基本計画 策定

令和3年4月 第4次犯罪被害者等基本計画 策定

犯罪被害者等基本法の概要

- ・ 相談及び情報の提供等（第11条）
- ・ 損害賠償の請求についての援助等（第12条）
- ・ 給付金の支給に係る制度の充実等（第13条）
- ・ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第14条）
- ・ 犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保（第15条）
- ・ 居住及び雇用の安定（第16~17条）
- ・ 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（第18条）
- ・ 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（第19条）
- ・ 国民の理解の増進（第20条）
- ・ 調査研究の推進等（第21条）
- ・ 民間の団体に対する援助（第22条）
- ・ 意見の反映及び透明性の確保（第23条）

被害者の声（一例）

どのような支援があるのかが分からない
・・・提供できる支援を説明してほしい

警察、検察への対応や様々な手続きについて情報収集のサポートをしてほしい

待っていないで、支援を届けてほしい

素人でもわかる程度のことは聞いても役に立たない

各種手続きのサポートをしてほしい（1か所で手続きができるような）

専門性の高い相談窓口が必要

市区町村が被害者に直接連絡できる方法があると良い

当事者家族にとっては話を聞いてもらうだけでも心が休まる

支援者のスキル向上のためにも被害者・被害者団体との交流、協働が不可欠

せめて被害に遭った直後にどのように先に進んだらいいのかというのを示してほしいと思う

電話一本でよいので、何か連絡が欲しい。現時点では犯罪被害者等への連絡ができるのは警察であるが、なかなか警察から連絡してもらえないし、「ここに行けば良いよ」とまでは言ってくれない

犯罪被害者等が置かれる状況について、職場へ説明する際の手助けが欲しい

裁判の流れなど、先の見通し、やるべきことなどの説明が欲しい

提供できる情報を一覧表にして、事件・事故後すぐに被害者に渡してほしい

犯罪被害者等が置かれる状況について、職場へ説明する際の手助けが欲しい

役所の障害福祉課を訪ねたが、障害について理解されておらず、さらに詳しい相談ができる機関や会を紹介してくれることもなかった



被害者の声（一例）

事件現場に住まないといけ
ないのが不安

転宅を余儀なくされる際の
転宅支援をしてほしい

市町村などへの必要手続き
についての説明と、その支
援や付き添い、代行をして
ほしい

経済的負担軽減のため見舞
金を支給してほしい

地域を熟知している人に
対応してほしい

地方公共団体の担当者が
変わっても、同質かつ継続
的な支援を受けられるよう
にしてほしい

PTSD等の治療に関する
医療費、カウンセリング費
用等の補助が欲しい

医療控除でできること、
自立支援医療制度の利用
方法、第3者行為が原因
の受診でも自分の保険が
使えること等について、
情報を提供してほしい

相談に行って待たされて、
待たされて・・・結果、
わかるものがないと言
われた

市町村単位での自助グル
ープが欲しい

病院等への付き添いをして
ほしい

食事の用意、掃除、洗濯、
買い物といった家事援助
をしてほしい

交通事故で重傷を負った子
どもがいたが、市町村に
生活支援の相談をすると、
支援を受けられる対象年
齢ではないと言われた

障害者手帳を貰えるま
でに2年以上かかり、と
にかく金銭面が大変だ
った

被害者のことで動かない
といけないうちに、子
どもの預け先が欲しい

地域によって風習や習慣
も異なるため、地域の
ことを熟知している窓
口が支援を担当するこ
とが望まれるが、二
次被害を与えないこ
とが大切

⇒ 犯罪被害者等は、多様な支援を
求めるニーズがある。

1. 民間被害者支援団体が支えてきた日本の被害者支援

★被害者支援センターが行なっていること★

- ★電話相談・面接相談
- ★病院や裁判所等への付添い
- ★支援員の養成及び研修
- ★被害者支援活動に関する広報啓発活動
- ★被害者自助グループへの援助

直接的支援の内容（多いもの）

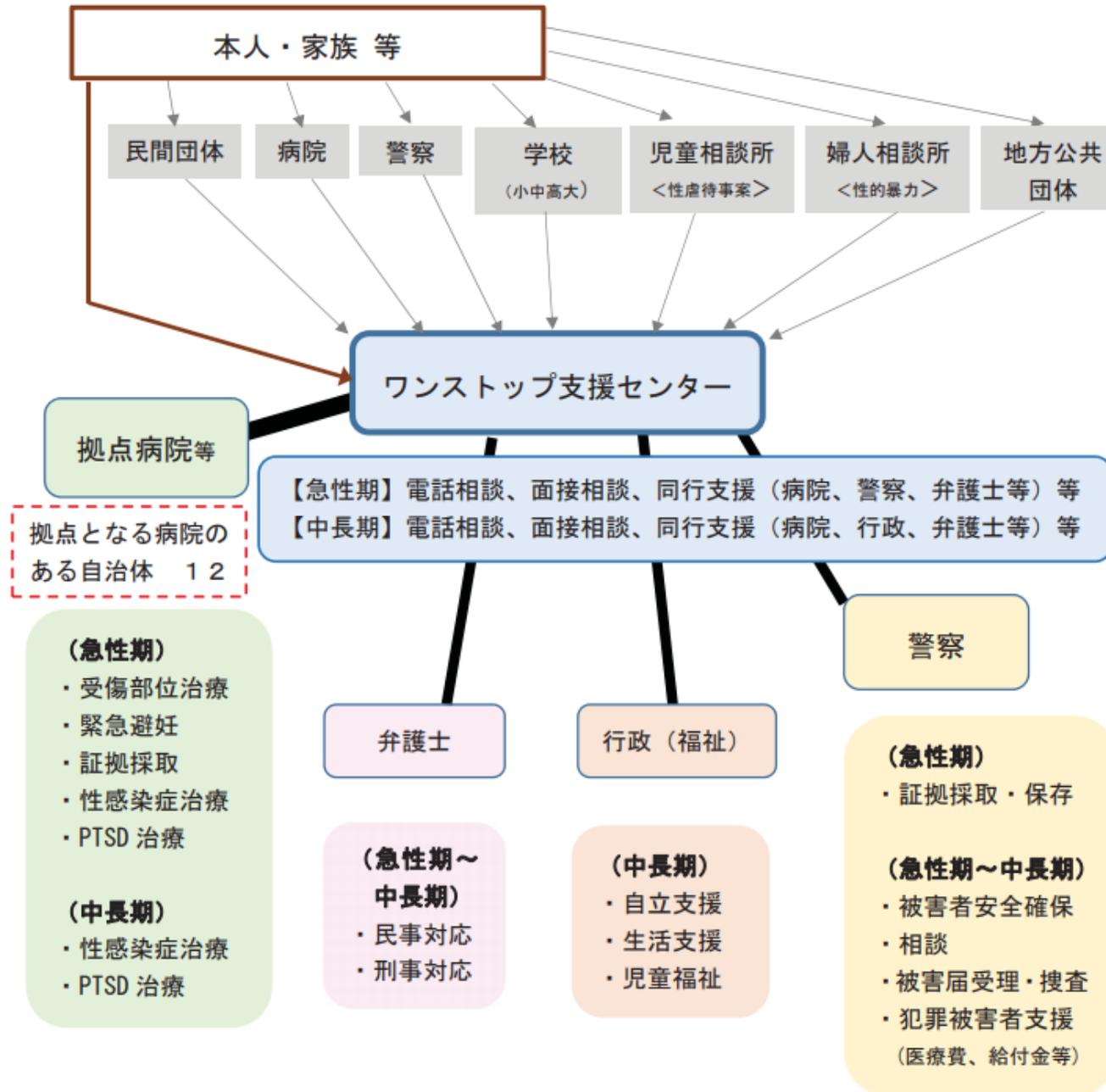
- ★裁判関連支援
- ★弁護士法律相談付添い



支援の対象

- ★性被害＞身体犯＞交通被害＞DV、ストーカー虐待

2. 全国にできた性暴力被害者支援ワンストップセンター



性暴力・性被害に特化した支援窓口が各都道府県に設置。

拠点病院により産婦人科等の医療の提供が調整される。

3. 犯罪被害者等支援の窓口として期待されている 地方公共団体窓口

「支援等のための体制整備への取組」に関して、地方公共団体における犯罪被害者等支援体制（総合的対応窓口）の整備が促進されてきた。

（第1次）基本計画

全ての都道府県に犯罪被害者等のための総合的対応窓口を整備

第2次基本計画

市区町村においても窓口の設置が促進され、市区町村に総合的対応窓口が整備

第3次基本計画

更なる体制整備の取り組みが求められている。

- ・総合的対応窓口の（設置及び地域住民に対する）周知の促進
- ・総合的対応窓口等の充実の促進
- ・地方公共団体における専門職の活用・連携・協力の充実・強化
- ・総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の促進 など
- ・地方公共団体間の連携・協力の充実・強化等

第4次基本計画

（第3次のポイントに加え）

地方公共団体の職員等の育成及び意識の向上

地方公共団体が取り組むべき 犯罪被害者等の権利を守る支援

- 犯罪被害者には、支援により被害回復する**権利**がある。
- 犯罪被害者等を支援することは**地方公共団体の責務**（犯罪被害者等基本法第5条）
- 市民、庁内、関係者が犯罪被害者支援について**共通の理解**を持つために条例、支援指針（マニュアル）が必要。
- 条例に基づき、**日常生活、医療や福祉、刑事手続（捜査、裁判等）、雇用、住居、経済的支援（見舞金、貸付金等）、民間団体への財政的援助、人材の育成等**について進めるべき。
- 担当者が、被害者の相談を適切に受けることができるように、**あらかじめ準備**する必要がある。

地方公共団体犯罪被害者等総合対応窓口の状況

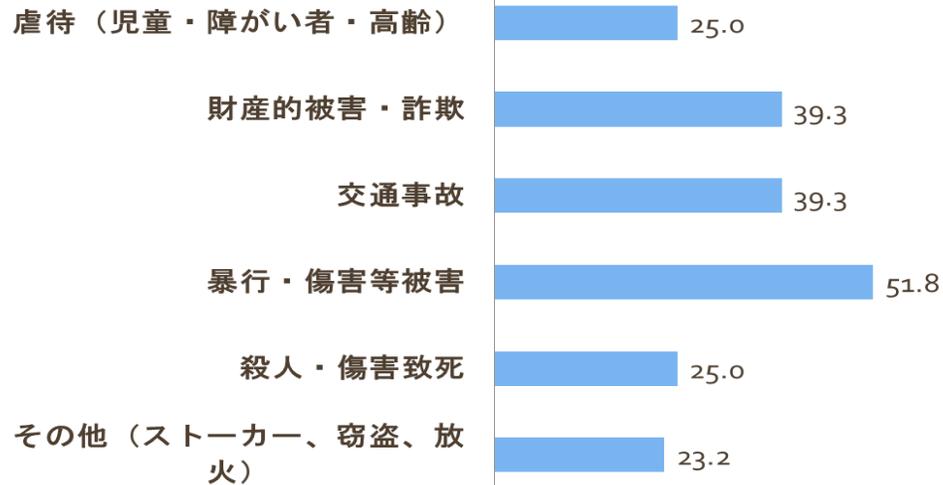
★総合的対応窓口の認知度は、19.2%。

警察庁(2018)平成29年度犯罪被害類別調査 調査結果報告書

★稼働窓口約2割。市区町村において、暴行・傷害等被害の事案が多い。



取り扱う事案



対象：地方公共団体犯罪被害者等総合対応窓口 (n=364件)

★総合的対応窓口担当者は、

●89.4%が兼務で担当。担当歴は1年未満、1-2年未満が最多。

●担当の職員数は、1人ないし2人が大多数

●対人援助職の資格(専門職)等を有する担当職員は約1割

●過去1年間、相談があった窓口は、約2割

詳細は次のHPまで：地方公共団体における犯罪被害者支援総合対応窓口調査報告書
くらしえん：<http://kurashien.net/>

地方公共団体の総合的対応窓口は市民に知られていない。
地方公共団体の総合的対応窓口の稼働率や制度サービス利用は低調。

犯罪被害者等支援条例とは

犯罪被害者やその家族、遺族（犯罪被害者等）の支援に関する地方公共団体の基本理念、責務、施策等を規定した条例

※安全安心まちづくり条例等の一部に規定されているのではなく、犯罪被害者等の支援に特化した条例

地方公共団体が策定する被害者支援に関する条例

- ① 「安全安心まちづくり条例」に被害者支援の条文を盛り込んだ条例
- ② 「被害者支援に特化した条例」

直近の行政の支援状況

犯罪被害者等に対する地方公共団体における施策の状況
(R5年4月1日現在, 警察庁)

- 犯罪被害者等に対する**総合的対応窓口**の設置状況は、**全国で100%**が設置済み
(1721箇所)
- **(特化) 条例の制定状況**は、**35.2%** (606箇所/1721箇所)。
- 計画等の策定状況は、10.8% (186箇所/1721箇所)。
- 見舞金の導入済みは、21.9% (377箇所)。
- 貸付金制度導入済みは、0.6% (10箇所)。

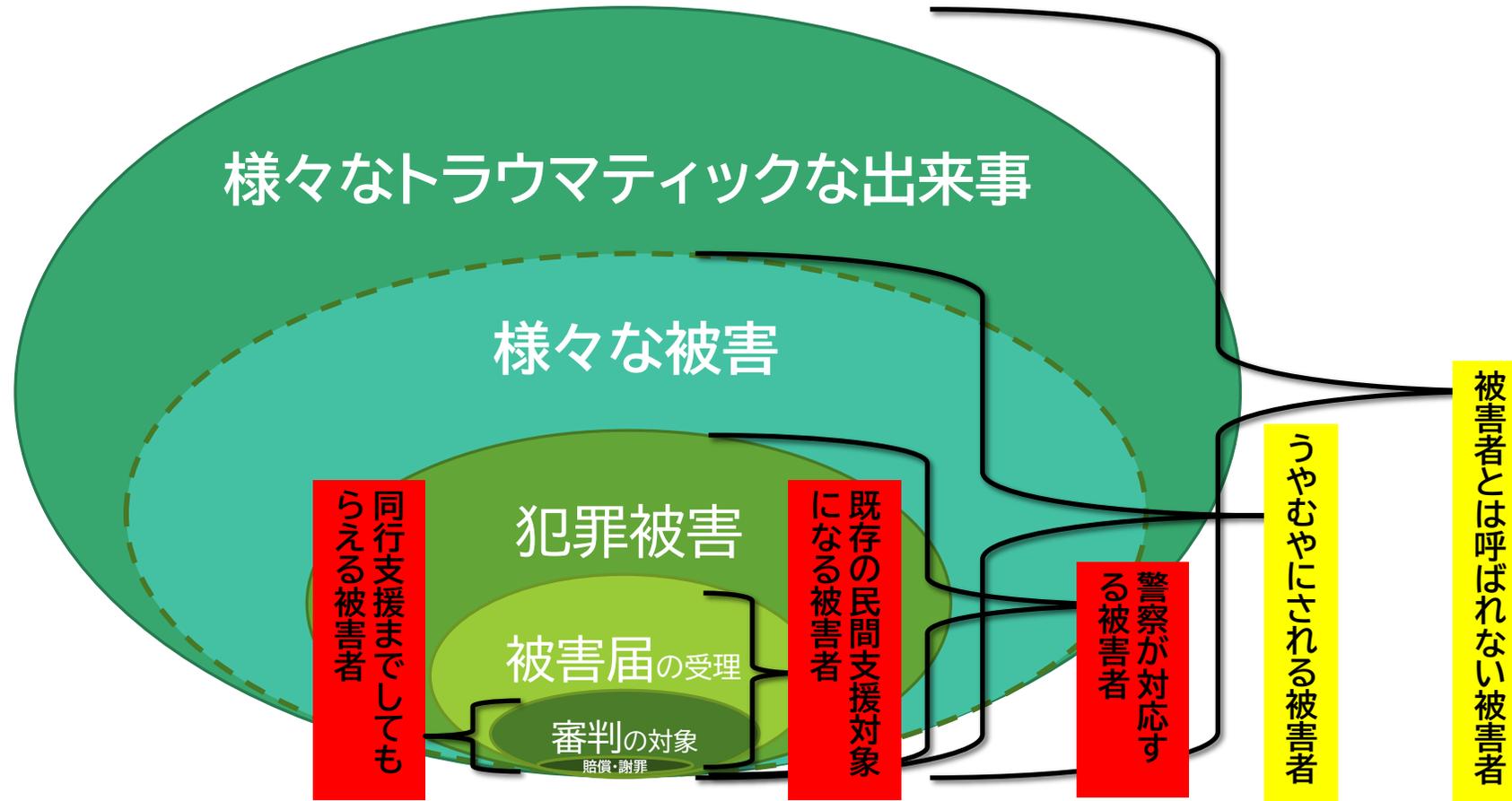
令和4年版犯罪被害者白書

KEYWORD:

「犯罪被害者等施策、総合的対応窓口」で検索

https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/madoguchi_list.html

実際に支援されるべき被害者の範囲



日本には、支援が届いていない潜在的被害者が数多という。

(参考)

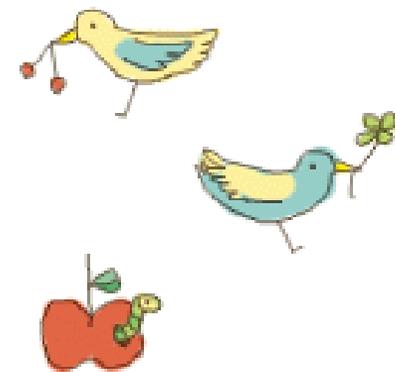
通称「国連被害者人権宣言」 (一部抜粋)

(「犯罪およびパワー濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」 1985年国連総会にて採択)

犯罪被害者：この宣言においては、加害者が特定されているか、逮捕されているか、告訴されているか、あるいは有罪判決を受けているかに関係なく、また加害者と被害者の間の親族関係の有無に関係なく、被害者と見なすことができる。

被害者援助(Assistance)：被害者には、医療サービスや社会福祉サービス、その他の関連援助について知らせ、すぐに利用できるようにしておかなければならない。

分け隔てのない充実した被害者支援が必要



被害者へ適切な話し方や尋ね方をする

相談を受けるものにとって、もっとも大切なこと：

被害者の声を

“聞く”，“訊く”のではなく、

“**聴く**” **姿勢**を絶やさないこと。

そして、

具体的に何ができるか考え、**寄り**
添い、実質的な支援を行うこと



被害者対応のコツ①

● 「内容の把握に時間がかかる」

→ 「要約」の意識的活用を

- ・ 限られた時間内に効率よく情報収集

「○○なのですね」

- ・ 正しいければ、相手は安心。

「ところで」と話をリードすることも可能

- ・ 間違っていれば相手が正してくれる

- ・ 「たいへんでしたね」など共感しながら

被害者対応のコツ①

●被害をうちあげられたときの望ましい言葉かけ

①「うちあげてくれて良かったです」

（「信じます」＋「話してくれて良かった」）

「うちあげてくれてありがとうございます」

「信頼して話してくださってありがとうございました」

②「あなたは一人ぼっちではない」

③「力になりたい」

被害者対応のコツ①

●してはいけないこと

・・・「支援」と称した「支配」

- ・ 指示や命令／「落ち着きなさい」
- ・ 忠告、モラルのおしつけ／「家族に話すべきだと思います」
- ・ 主導権を握る／「信じて。何でもやるから」
- ・ 非難・批判／「どうしてもっと早く電話しなかったのですか」
「前にも同じことがあったんじゃないですか」
- ・ 同情、気休め／「かわいそうに」「心配しないで。良くなるわよ」

被害者対応のコツ②

●安心して話のできる場を選ぶ

例：来訪の場合は、相談中の姿を見られない、声が周囲に漏れない部屋を用意する
被害者に座る位置なども含め安心できる空間を選んでもらう

●被害者にとってわかりやすいように話す

例：専門用語は避け、できる限りわかりやすい言葉を選んで使う

●担当者自身が自分のものの見方・考え方のパターンを知っておく

例：深刻な話を聞くと緊張しやすい、すぐに同情して適度な距離感が保てない、
女性役割・男性役割にこだわるなど

被害者対応のコツ③

- **言わなくても済む言葉は言わない**

例：「なぜそこに行ったのか？」

- 二次被害を与えてしまうかもしれないことを意識する
- 二次被害が最小限になるように考える



参考1) 被害者に対する不適切な言葉づかい

よく使われる言葉	被害者の心情
お気持はよくわかります。	本当に分かるのか。簡単にわかってたまるか。
大丈夫、よくなりますよ。	よくなるのが補償できるのか。単なる気休めではないのか。
忘れることですよ、もう忘れなさい。	一生忘れることなんかできない。
早く元気になってください。	無理なことだ。
頑張りなさい、頑張ってください。	これ以上どうがんばるのか。生きることが苦しいのに、励まされると負担であり、焦燥感をます。
あの時〇〇すればよかったのに。あの時△△しなければよかったのに。	十分に自分を責めているのに、これ以上責めるのか。
他にも同じような人はいる。あなただけじゃない。	比較できない。
他にもお子さんがいるじゃない。	あの子の代わりなんていない。
私だったら生きていけない。	生きている私はどうだっていうの。死なない方がおかしいの。

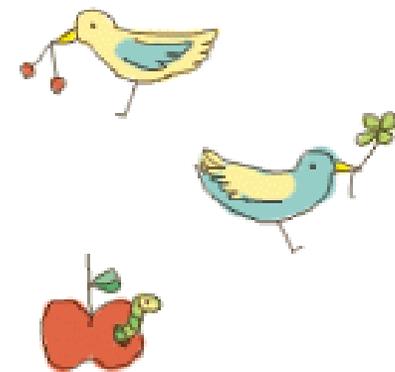
参考2) 被害者に受け入れやすい言葉づかい

被害者の心情	受け入れやすい言葉の例
事件により精神的ダメージを訴えている場合	そのようなことがあって、大変でしたね。
事件から受けたショックにより立ち直れないでいる場合	大変な思いをしていますね。
事件に遭ったのは自分の軽率さのせいと自分を責めている場合	あなたが悪いのではありません。
何とか事件から立ち直ろうと努力している場合	よく頑張ってこられましたね。
立ち直れない自分は駄目な人間ではないかと苦しんでいる場合	立ち直るのに時間がかかるのは当然です。自分を責めないでください。あなたがおかしいとか、弱いではありません。
PTSD症状の経過が良くなく、精神的に異常になっていくと焦っている場合	今までと同じようにできなくても無理のないことですよ。決してあなたが特別ではないですよ。
事件当日や前後のことを思い出せず、自分は頭が変になったのではないかと苦しんでいる場合	被害に遭った時は一時的によくあることです。

『性犯罪被害者対応ハンドブック』より加筆修正

明日のわが身。

親身になった被害者へのサポートが必要



支援にあたる関係機関で連携を図る

今、被害者支援で求められていること

早期の支援

- ・ 1か月以内の支援が望ましい

事件の状況で区別しない支援

- ・ 起訴/不起訴、刑事/民事か、親族間犯罪か否かを問わず、支援可能が望ましい

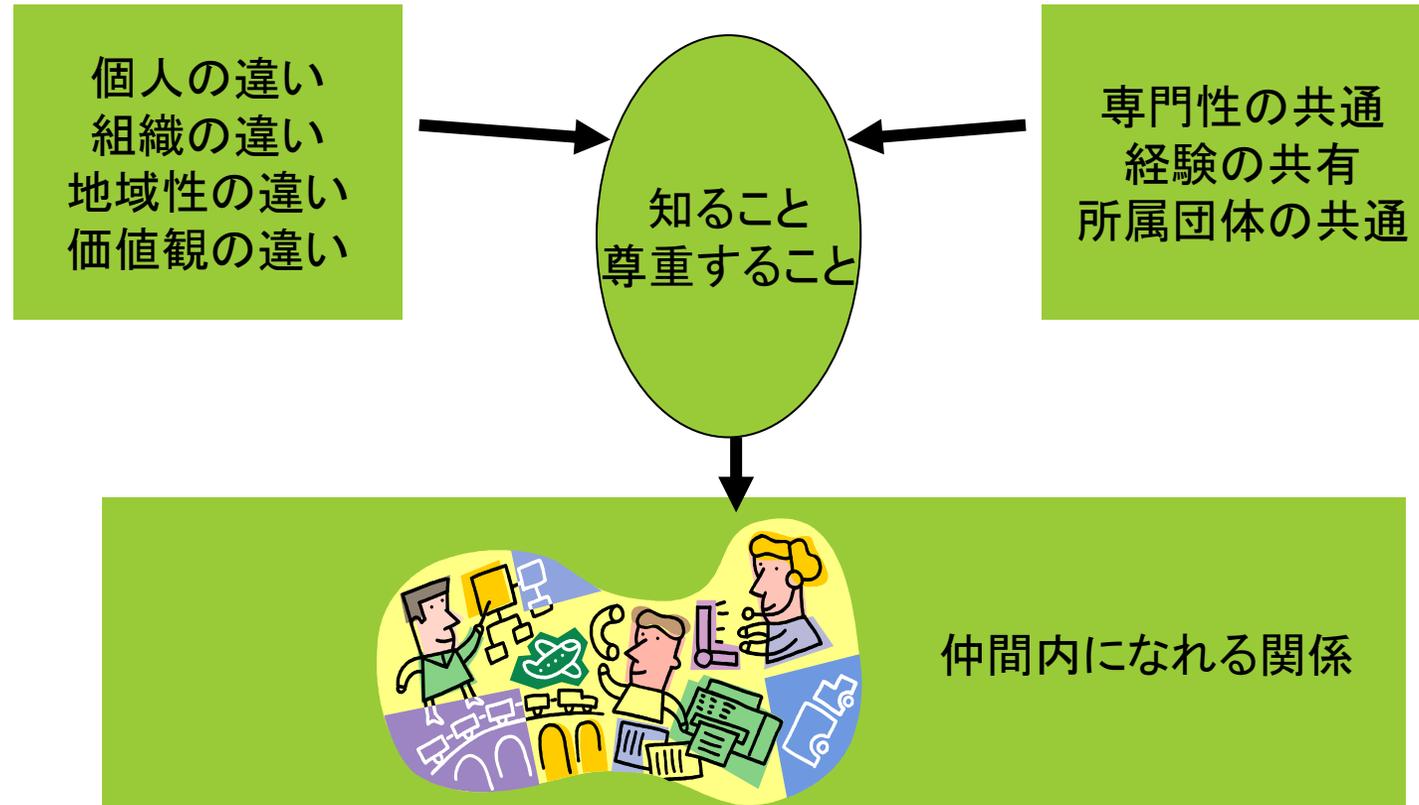
専門の相談員による支援

- ・ 無料の支援コーディネーターができる人材が望ましい

多機関連携・ 協働 の必要性

特定の機関だけではなく、
行政の医療、保健、福祉との
連携が求められている

連携にあたって認識しておくべきこと



連携には、相手の機関を知ることから始める必要がある。

取り組み例:

横浜市: 関係機関の連携の『見える化』

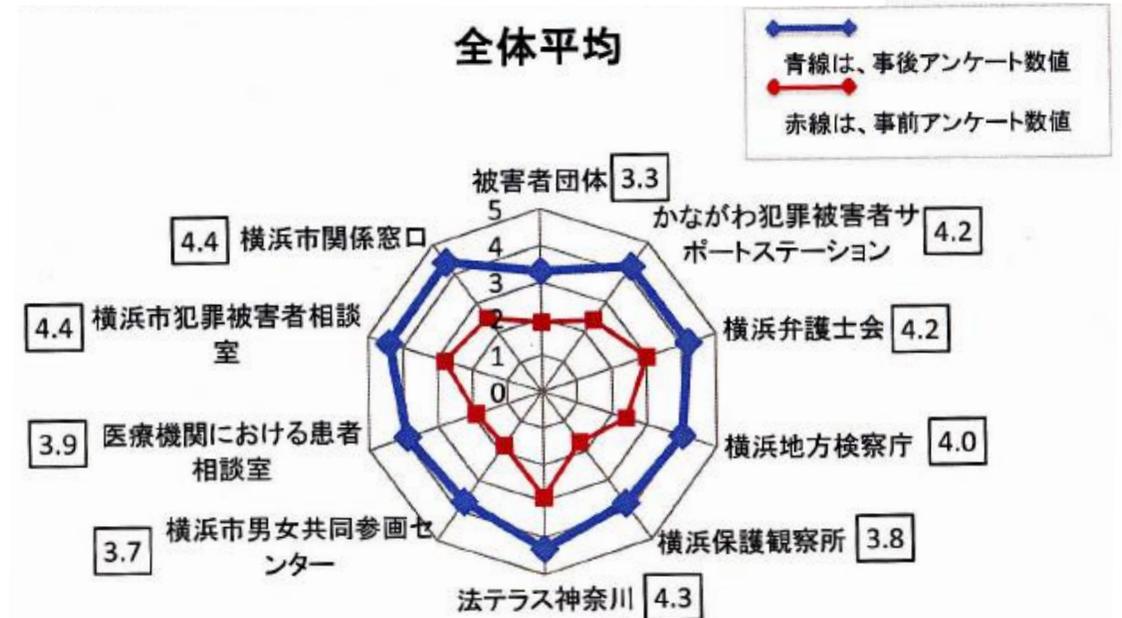
市相談室開設から3年間、他の支援機関・団体等から、支援要請や引き継ぎ・紹介が少ない状況あった

- ・ <その理由>
- ・ 自治体や支援に入る機関への周知の徹底不足
- ・ 機関の相互に理解し役割分担を検討する機会がない
- ・ 区役所等の被害者ニーズを認識する専門的視点が不十分

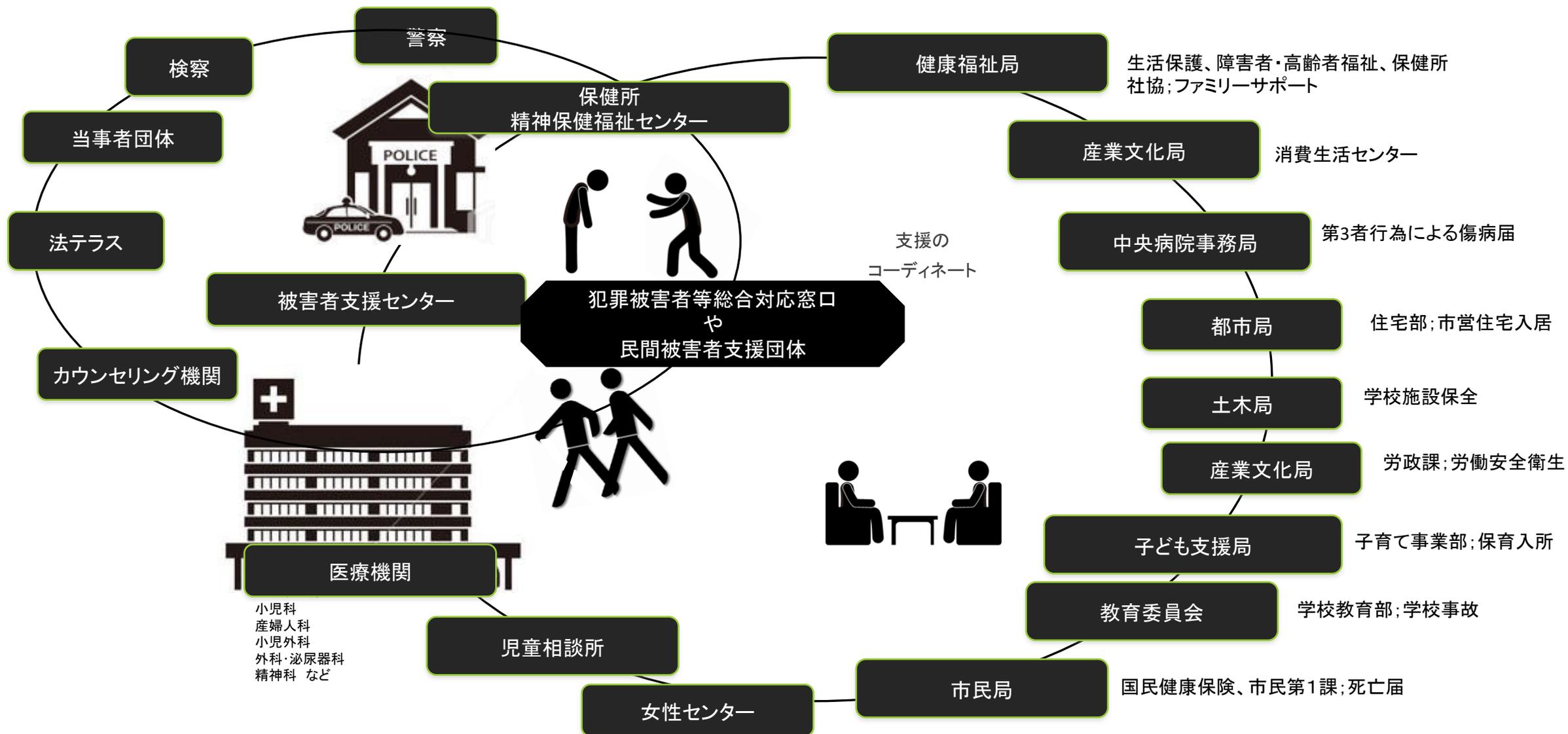
関係機関合同会議(研修会)や事例検討会を実施

所属機関を越えて支援に関する情報提供や支援者同士の相談など、相互のやり取りの増加へ

その効果

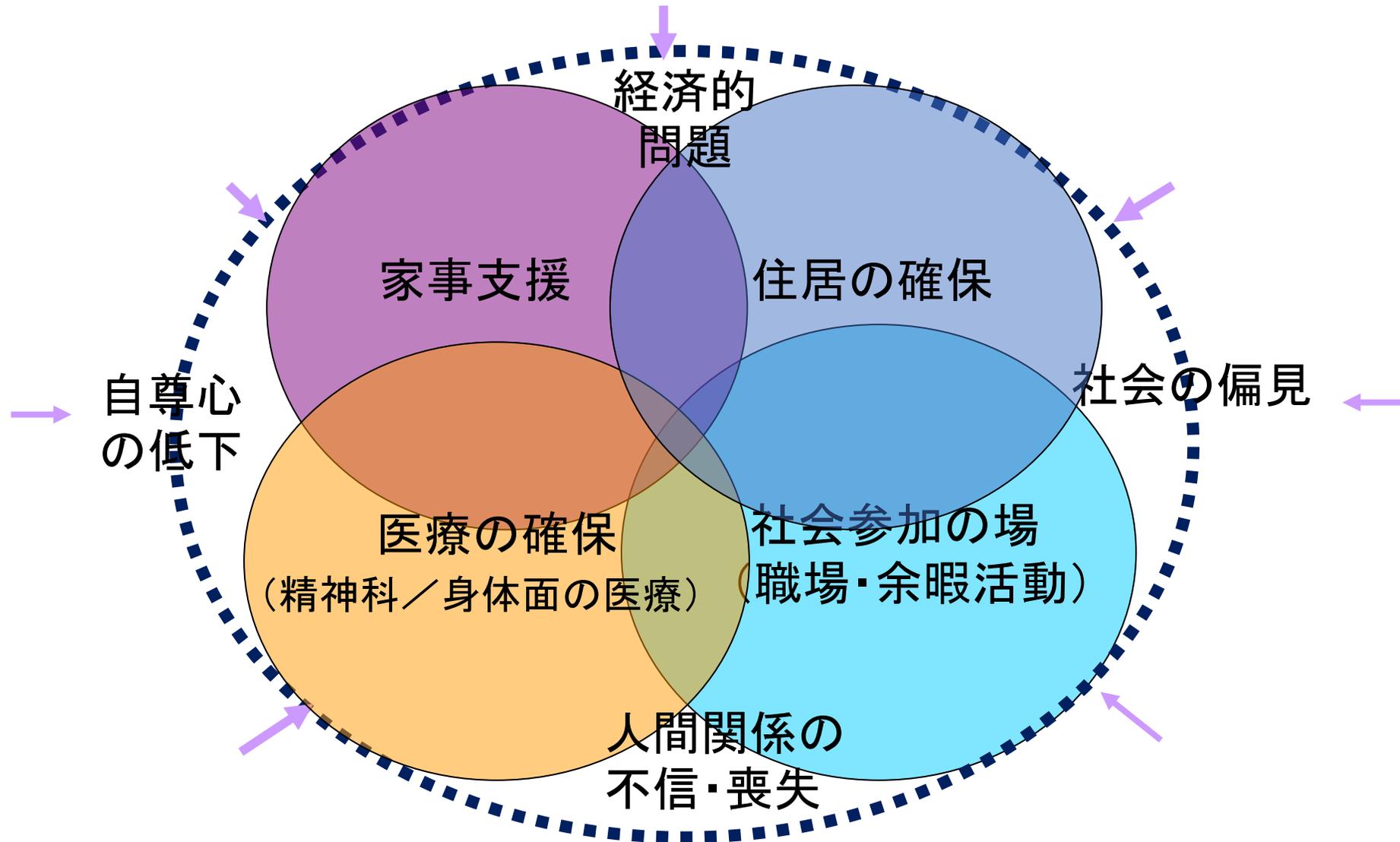


ワンストップ支援の必要性



※局は、例としてご覧ください。

犯罪被害者等の権利回復に向けて



権利を保障する多面的な支援が望まれています！

こころを込めて・・・

ご清聴ありがとうございました！

※ 更なる被害者支援やトラウマについて学びたい方は、ご覧ください。

検索

TICC ・ トラウマ

HP: <https://www.jtraumainformed-tic.com>

